

各国立高等専門学校長 殿

理事長  
谷口 功

令和7年度「関電工奨学金」候補者の推薦について（依頼）

標記の件について、下記のとおり実施しますので、候補者を御推薦願います。

記

1. 関電工奨学金の概要について

(1) 申請条件

- ア 申請可能学年（令和7年4月1日時点）  
本科第3学年又は第4学年
- イ 申請可能学科・コース  
電気系、電子系、建設系、建築系、機械系（※令和7年度より追加）
- ウ 成績要件 **機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科**  
なし
- エ 家計基準  
令和6年1月から令和6年12月までの世帯の総収入が年額730万円以下
- オ その他  
1年次から申請時点まで継続して、学校が公認する同一の「部・同好会・課外活動等」（以下、「課外活動等」とする）を行っている者

(2) 採用者数

- 高専機構全体で最大6名
- 第2ブロックから3名
- その他の高専から3名（ただし、第2ブロックからの採用人数が3名に達しない場合は、4名以上となる可能性あり。）

(3) 採用期間・給付額

- 採用期間：令和7年4月～令和8年3月（遡って採用を認定します）
- 月額20,000円

(4) 給付方法

高専機構本部より学生へ直接支給（詳細は奨学生決定時に改めて連絡します）  
年2回（9月と10月を予定、それぞれ6か月分）

(5) イベントについて

株式会社関電工の研修施設見学等、イベントへの参加を求められることがあります（この場合の交通費は関電工の負担）。

(6) その他

- ・本奨学金は、給付型（返還を要しない）であり、原則として、他の奨学金等との併給も可能です。
- ・奨学生としてふさわしくない行動が確認された場合には、停止又は返還措置となる場合があります。

2. 本部への推薦方法等について

各キャンパスにて本部へ推薦できる学生数は1名までです。推薦にあたっては、以下の方法により行ってください。

(1) 本部への推薦（書類提出）

- ① 00〇〇\_関電工奨学金推薦者名簿【担当係等が作成するもの】
- ② 00〇〇\_関電工奨学金選考申請書【学生本人が作成するもの】
- ③ 00〇〇\_関電工奨学金推薦書【担任や顧問等の教員が作成するもの】

提出の際は「00〇〇」を高専番号及び高専名（例：01 函館）に変更してください。

**提出物**

**生計維持者全員の収入が分かる書類を提出(源泉徴収票、課税証明書等)  
関電工奨学金選考申請書**

《提出先》

[https://kosen.jp.sharepoint.com/:f:/s/099honbu\\_share/Eu9vAtNIKj90higPL6z8HWMBPXXM7j4-EWE9Y0yybV3nWQ](https://kosen.jp.sharepoint.com/:f:/s/099honbu_share/Eu9vAtNIKj90higPL6z8HWMBPXXM7j4-EWE9Y0yybV3nWQ)

※同一名のファイルはアップロードできません。

※原則として全てExcelファイルにて提出してください。ただし、②・③を手書き等で作成した場合にはPDFファイルでの提出も可とします。

(2) 提出期限

**令和7年6月6日(金)までに学生課学生係へ提出**

~~令和7年6月30日(月)まで~~

※提出がない場合には推薦者がなかったものとして扱います。

3. 留意点

○学内掲示板等を用いて、遺漏なく周知徹底するようにしてください。

- 決定時期は、令和7年8月初頭を予定しています。  
選考結果は学校へ連絡しますので、各校にて本人へ通知願います。
- 課外活動等の在籍・活動状況は、各種届け出や担任・顧問・指導教員等へのヒアリング等、確実にご確認ください。
- 各校において、希望者が複数いる場合の選考方法は、各校にてご判断ください。なお、「関電工奨学金」制度運営要領第11条第1項に基づき実施する機構本部での第一次選考は、「世帯の総収入」をもとに選考を行います。
- 「世帯の総収入」の「世帯」の考え方については、授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領第3条第6項を参照してください。
- 世帯の総収入額の確認は本人からの申告をもとに、源泉徴収票や課税証明書等により行ってください。この際、世帯収入は一般的な考え方に基づいて以下のとおり算定ください。
- ・給与所得がある場合は源泉徴収票等の額面上の収入額を加算
  - ・自営業収入がある場合は「売上から必要経費を差し引いた金額」を加算
- なお自営業の「売上から必要経費を差し引いた金額」は確定申告書や青色申告決算書、収支内訳書などで確認できます（※青色申告者の場合は青色申告特別控除を加算することに留意）。また、世帯収入の算定方法は「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領」に準拠しませんので、本要領で定められる控除の適用はありません。

(本件担当)

本部事務局学務課学務係

松原、武田

TEL 042-662-3141

E-mail [gakumu@kosen-k.go.jp](mailto:gakumu@kosen-k.go.jp)